

1563

秘 1549

昭和十二年三月

12.5/8 變

昭和十一年
二月二十六日

陸軍事件ニ於ケル本團參考記錄

249

Proj. No.	1549
S. A. No.	15037
Sack No.	4
Item No.	417

東京市聯合防護團

216 F
S.A. 15037
WA

安

1549

課長	事務官	主任	主任	主任	主任
内務	警備	警備	警備	警備	警備
安寧禁止可然哉					
三九、四〇、五、卅国命令 陸軍大臣 告 示 十 七 号、 決 裁 不 協 一 決 之 也。 不 良 之 徒 僅 少 十 七 号 取 締、 徹 底 之 始 末 之 花 之 禁 止 五 月 十 日 手 配 警 備 部 長 尾 崎 正 雄					

*Printed Pamphlet, "Record of Information
in the Main Party in the Army Incident"
of February 26, 1936"
Tokyo City Allied Defense Group.
84 pp.
March, 1937*

本團に於ても特に行動すべき目途なく、たゞ事態の容易ならざるを察知し、緊急の處置に備へて待機
の姿勢にあるの外なし

午後一時、本團伊藤常務參事は間宮幹事及び市川主任を帶同し、東京警備司令部に赴き、同部と詳細
打合せんとせしも、平河町五丁目に於て、部隊の警戒線に、阻止されて、通過することを得ず、止
むなく麴町區平河町寶亭本店に到りて、東京警備司令部との電話連絡に苦心す

安
1549

課長	事務官	主任
課長	事務官	主任
安部隊司令部		
三九、四、五、呼国		
位置大正、世平、世、		
不橋、上、池、ノ、元、		
不、良、ウ、シ、僅、少、ナ、モ、取		
徹、底、ノ、治、ル、事、ニ、タ、ラ		
中野十人		
千能		
坂本		
足野		

昭和十一年
二月二十六日
陸軍事件ニ於ケル本團参考記録

二月二十六日

春光未だ訪れず、地は固く凍りて、暗雲低迷し、時に雪を交ふ。此の朝、巷間、人の傳ふるあり、早曉、第一師管一部青年將校蹶起と、重大なる不穩行動突發すと。事實は全く公表を禁ぜられ、其の精細なる経過は勿論、外貌だも知るに由なし。傳ふるところに依れば、數名の重臣顯官は襲撃せられ即死又は重傷を負へりと

既に早朝、永田町、霞ヶ關、日比谷の一部は交通遮断せらる。本團係員、登廳して、東京警備司令部に連絡し、事態の真相を質さんとしたるも、同部の電話は頻使せられて通話することを得ず。本團に於ても特に行動すべき目途なく、たゞ事態の容易ならざるを察知し、緊急の處置に備へて待機の姿勢にあるの外なし

午後一時、本團伊藤常務參事は間宮幹事及び市川主任を帶同し、東京警備司令部に赴き、同部と詳細打合せんとせしも、平河町五丁目に於て、部隊の警戒線に、阻止されて、通過することを得ず、止むなく麴町區平河町寶亭本店に到りて、東京警備司令部との電話連絡に苦心す

午後一時四十五分より同五十分に到る間、漸く、市川主任と東京警備參謀福島少佐との電話連絡なり、大體の情況を知ることを得たり

依つて伊藤常務參事より之を牛塚團長に報告す（文書課長電話接受）右要項次の如し

一、陸軍不穩事變に對し戒嚴令を布くや否やは目下宮中に於て警備司令官等集合協議中なり

一、市役所占據の件は襲撃計畫の目的に無き故、其の憂慮はなかるべし

一、水道、瓦斯等の要警護物件の警護は其の必要なかるべし

一、軍隊の不穩計畫側の者は大體或る一地點に集結し一時平穩の情況にて推移中なり

一、爾後は東京警備司令部福島參謀と連絡すること

尙同時に、問宮幹事が福島參謀と電話にて打合はせたる要項次の如し

問、各區防護團長に對し何等かの指示ありや

答、目下、其の必要なき故、待機の狀態にて在られ度し

問、流言蜚語の取締、要警護物件の警護の必要なきや

答、其の必要なかるべし

午後三時、右の連絡によつて、直ちに芝公園内本團本部に電話し、三十五區防護團長に對し左記電文を打電す、

記

防護團係主任を本日退廳後も居残らせ、本部よりの通報を待たれたし

午後四時二十五分、問宮幹事は警備司令部副官青木少佐と連絡し左の回答を得たり

一、軍隊の警備配置は終了せり

一、軍隊の不穩行動者に對する手配は略々完了したるにつき再び不穩狀態惹起の虞は無かるべし

故に防護團としては特に準備設置するの必要なく平常の狀態にて可なるべし

午後四時三十分、神田錦町警察署に移動しありし警視廳警衛課長伊能芳雄氏に對し本團市川主任より電話連絡す、其の要領左の如し

目下の處、多數の警察官を配備したる故に防護團の助力を請ふことは當面の必要なき様に思考す。但し萬一助力を要する場合の用意として、貴方の電話番号を承知致し置き度し

本團事務室電話番号を答ふ

斯くして、諸方面の情況を蒐めたる結果、午後六時頃より七時半に至る間に於て各區に於て居残り待機せる各區團係主任に對して前記午後四時廿五分接受せる東京警備司令部よりの情報を通報し、本部より別段の指令なき場合は午後十時に待機狀態を解き退廳せられたき旨三十五區宛本團係員より電話す

（石川、安部、村瀬三書記）

午後七時三十分、更に市川主任より東京警備司令部青木副官と連絡し事件の大體の推移を聞知せんとせしも、先方は或る準備にて、非常に多忙にて即答するの暇なき旨を答へられたり

本日配布せられたる號外左記の如し

國體擁護ヲ目的ニ青年將校等重臣ヲ襲撃

岡田首相、齋藤内府、渡邊教育總監ヲ射殺、高橋藏相、鈴木侍從長負傷（二月廿六日午後八時十五分陸軍省發表）

本日午前五時頃一部青年將校等ハ左記個所ヲ襲撃セリ

首相官邸、岡田首相即死

齋藤内大臣私邸、内大臣即死

渡邊教育總監私邸、教育總監即死

牧野前内大臣宿舎（湯河原伊東屋旅館）牧野伯爵不明

鈴木侍從長官邸、侍從長重傷

高橋大藏大臣私邸、大藏大臣負傷

東京朝日新聞社

コレ等青年將校等ノ蹶起セル目的ハ其ノ趣意書ニヨレバ、内外重大危急ノ際元老重臣、財閥軍閥官僚、政黨ノ國體破壊ノ元兇ヲ芟除シ以テ大義ヲ正シ國體ヲ擁護、開頭セレストスルニアリ
右ニ關シ在京部隊ニ非常警備ノ處置ヲ講ゼシメラレタリ

戰時警備令テ治安維持

東京警備司令部發表（二十六日午後七時）

一般ニ對スル官廳公示事項

（一）本日午後三時第一師管戰時警備ヲ下令セララル

（二）戰時警備ノ目的ハ兵力ヲ以テ重要物件ヲ維持スルコトニアリ

（三）目下治安ハ維持セラレタルヲ以テ一般市民ハ安堵シテ各々其ノ業ニ從事セララルベシ

内閣總理大臣臨時代理

後藤内相兼任ニ決定

二十六日午後宮中閣議ノ結果内閣總理大臣臨時代理ハ後藤内相兼任ニ決定シタ（東京日日新聞號外）
午後八時王子區防護團より左記の通り本郷聯隊區司令部より通牒に接したる通牒あり

本聯戰警第一號

本郷聯隊區司令官指令

二月二十六日午後六時

一、第一師管ノ戰時警備午後三時下令セララル

二、東京市ノ治安ハ近衛師團ノ部隊及歩兵第三聯隊長ノ指揮スル部隊ヲ以テ維持ニ任ゼシメララル其他

御名 御璽

昭和十一年二月二十七日

内閣總理大臣臨時代理

内務大臣 後藤 文夫

陸軍大臣 川島 義之

勅令第十九號

昭和十一年勅令第十八號ニ依リ左ノ區域ニ戒嚴令第九條及第十四條ノ規定ヲ適用ス

東京市

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十一年二月二十七日

内閣總理大臣臨時代理

内務大臣 後藤 文夫

陸軍大臣 川島 義之

●戒嚴令（明一五、八、五 布告三六）

改正加除明 一九勅令七四

第九條 臨戰地境內ニ於テハ地方行政事務及ヒ司法事務ノ軍事ニ關係アル事件ヲ限リ其他ノ司令官ニ管掌ノ權ヲ委スル者トス故ニ地方官地方裁判官及ヒ檢察官ハ其戒嚴ノ布告若クハ宣告アル時ハ速カニ該司令官ニ於テ其指揮ヲ請フ可シ

第十四條 戒嚴地境內ニ於テハ司令官左ニ列記ノ諸件ヲ執行スルノ權ヲ有ス但執行ヨリ生スル損害ハ要償スルコトヲ得ス

第一 集會若クハ新聞雜誌廣告等ノ時勢ニ妨害アリト認ムル者ヲ停止スルコト

第二 軍需ニ供ス可キ民有ノ諸物品ヲ調査シ又ハ時機ニ依リ其輸出ヲ禁止スルコト

第三 銃砲彈藥兵器火具其他危險ニ渉ル諸物品ヲ所有スル者アル時ハ之ヲ検査シ時機ニ依リ押收スルコト

第四 郵便電報ヲ開緘シ出入ノ船舶及ヒ諸物品ヲ検査シ竝ニ陸海通路ヲ停止スルコト

第五 戰狀ニ依リ止ムヲ得サル場合ニ於テハ人民ノ動産、不動産ヲ破壊燬燒スルコト

第六 合圍地境內ニ於テハ晝夜ノ別ナク人民ノ家屋建造物船舶中ニ立入り検査スルコト

第七 合圍地境內ニ寄宿スル者アル時ハ時機ニ依リ其地ヲ退去セシムルコト

朕戒嚴司令部令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十一年二月二十七日

内閣總理大臣臨時代理

内務大臣 後藤 文夫

陸軍大臣 川 島 義之

勅令第十九號

昭和十一年勅令第十八號ニ依リ左ノ區域ニ戒嚴令第九條及第十四條ノ規定ヲ適用ス

東京市

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十一年二月二十七日

内閣總理大臣臨時代理

内務大臣 後藤 文夫

陸軍大臣 川 島 義之

●戒嚴令（明一五、八、五 布告三六）

改正加除明 一九勅令七四

第九條 臨戰地境內ニ於テハ地方行政事務及ヒ司法事務ノ軍事ニ關係アル事件ヲ限リ其他ノ司令官ニ管掌ノ權ヲ委ヌル者トス故ニ地方官地方裁判官及ヒ檢察官ハ其戒嚴ノ布告若クハ宣告アル時ハ速カニ該司令官ニ於テ其指揮ヲ請フ可シ

第十四條 戒嚴地境內ニ於テハ司令官左ニ列記ノ諸件ヲ執行スルノ權ヲ有ス但執行ヨリ生スル損害ハ要償スルコトヲ得ス

第一 集會若クハ新聞雜誌廣告等ノ時勢ニ妨害アリト認ムル者ヲ停止スルコト

第二 軍需ニ供ス可キ民有ノ諸物品ヲ調査シ又ハ時機ニ依リ其輸出ヲ禁止スルコト

第三 銃砲彈藥兵器火具其他危險ニ涉ル諸物品ヲ所有スル者アル時ハ之ヲ検査シ時機ニ依リ押收スルコト

第四 郵便電報ヲ開緘シ出入ノ船舶及ヒ諸物品ヲ検査シ竝ニ陸海通路ヲ停止スルコト

第五 戰狀ニ依リ止ムヲ得サル場合ニ於テハ人民ノ動産、不動産ヲ破壊燬燒スルコト

第六 合圍地境內ニ於テハ晝夜ノ別ナク人民ノ家屋建造物船舶中ニ立入り検査スルコト

第七 合圍地境內ニ寄宿スル者アル時ハ時機ニ依リ其地ヲ退去セシムルコト

◆ 朕戒嚴司令部令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

勅令第二十號

戒嚴司令部令

第一條 戒嚴司令官ハ陸軍大將又ハ中將ヲ以テ之ニ親補シ天皇ニ直隸シ東京市ノ警備ニ任ス

戒嚴司令官ハ其ノ任務達成ノ爲前項ノ區域内ニ在ル陸軍軍隊ヲ指揮ス

第二條 戒嚴司令官ハ軍政及人事ニ關シテハ陸軍大臣ノ區處ヲ承ク

第三條 戒嚴司令部ニ左ノ職員ヲ置ク

參謀長、參謀、副官、管理部長、經理部長、軍醫部長、部附、部員、衛兵長、憲兵長、准士官、
下士官、判任文官

第四條 參謀長ハ戒嚴司令官ヲ輔佐シ事務整理ノ責ニ任ス

第五條 參謀ハ參謀長ノ指揮ヲ承ケ各擔任ノ事務ヲ掌ル

第六條 副官ハ參謀長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌ル

第七條 管理部長、經理部長、軍醫部長ハ戒嚴司令官ノ命ヲ承ケ各擔任ノ事務ヲ掌理ス

第八條 部附、部員、衛兵長、憲兵長ハ各上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第九條 准士官、下士官、判任文官ハ各上官ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

當分ノ内東京市内ニ於ケル東京警備司令官ノ職務ハ之ヲ停止ス

(東京朝日新聞切抜)

戒嚴司令官及戒嚴參謀長左ノ如シ



東京警備司令官兼東部防衛司令官 香 椎 浩 平
陸軍中將正四位勳一等功四級

兼補戒嚴司令官

東京警備參謀長兼東部防衛參謀長 安 井 藤 治
陸軍少將

兼補戒嚴參謀長

戒嚴令公布ト共ニ警視廳ハ戒嚴司令官指揮下ニ入ル

二十七日午前三時半遂に戒嚴令が布かれたので警視廳では香椎司令官の指揮下に入るべく安倍特高部長、高野刑事部長、重成外事課長、小松警備係長並に内務省の中野警務課長は直ちに軍人會館の司令部に赴いた(東京朝日新聞切抜)

今般昭和十一年勅令第十八及第十九號（二月二十七日官報公布）ヲ以テ東京市ノ區域ニ戒嚴令中一部ノ施行ヲ令セラル是レ蓋シ前告諭ニ示セル如ク帝都附近全般ノ治安ヲ維持シ緊要ナル物件ヲ援護スルト共ニ赤系分子等ノ盲動ヲ未然ニ防遏スルノ目的ニ出ツ茲ニ本職ハ大命ヲ奉シ兵力ヲ以テ戒嚴地境ヲ警備シ地方行政事務及司法事務ノ軍事ニ關係アルモノヲ管掌セントス
地境内官民克ク其理ヲ辨ヘ協力一致深ク言動ヲ慎ミ本職ヲ信倚シ以テ戒嚴ノ施行ヲシテ遺憾ナカラシメシコトヲ期スヘシ

昭和十一年二月二十七日

戒嚴司令官 香 椎 浩 平

午後一時 小山囑託、市川主任戒嚴司令部ニ出頭シ約十分間新井參謀ト面談シ左記ノ打合ヲナシタリ

- 一、軍隊、憲兵、警察ノミテ帝都ノ治安維持ニ任ズル筈
 - 二、現在ノ情勢ニ於テハ官公衙ニハ一切助力ヲ求メズ
 - 三、平時ノ通り退應シテ差支ヘナシ
- 午後六時左案ノ通り區團長宛指示ヲ發ス（三十五區宛速達便）

東京聯防發第三五七號

昭和十一年二月二十七日

東京市聯合防護團長 牛 塚 虎 太 郎

區 防 護 團 長 殿

區防護團行動ニ關スル指示

- 一、本日戒嚴令中規定適用ノ件公布セラレタルモ區防護團ハ東京非常變災要務規約第十二條ノ規定ニ依リ聯合防護團長ヨリ何分ノ指令ヲ爲スマデ一切ノ行動ヲ差控フルモノトス
- 二、本部以外ヨリ區防護團ニ對シ直接指令通牒又ハ依頼等アリタル場合ハ直チニ聯合防護團本部ニ報告シ其ノ指示ヲ待ツモノトス

右に關し區團より問合せの向に對しては十時迄連絡者居殘待機あり度き旨答ふ

午後三時三十分、市川主任、戒嚴司令部新井參謀と電話連絡左記の如し

霞ヶ關一帶の避難命令ありとの情報につき處置の必要なさや

右回答、萬一其の事態に立ち到るも目下、軍隊にて充分區署しあれば司令部の命を待たれたし

午後四時七分

戒嚴司令部新井參謀と伊藤教育局長との電話打合事項左記の如し

夜間學校の必要ありや否や

右回答、休校を可なりとす

夕刻より種々の流言蜚語頻りにして、本部係員も戒嚴司令部に一々照會し其の正否を確むる暇なし
區團本部よりも情報の照會あるも、本日示達せる指示事項の範圍内に於て回答するの外なし

本部係員加藤常務委員、市川主任、石川、安部、村瀬三書記居残り待機せしも特異の情況及び指示に
接せざりしにより午後十時頃退廳す

二月二十八日

午前九時十五分

市川主任、戒嚴司令部に出頭

別紙戒第九號を受領し、戒嚴參謀第一課長井關少佐より説明更に福島參謀より詳細説明ありた
り同司令部參謀難波大尉より前記戒治第九號の處置終了せば麴町の隣接關係區の防護團係主任を
特に戒嚴司令部に召集し特種注意事項を示達し度き旨依頼さる

戒治第九號

東京市聯合防護團出動要求ノ件

昭和十一年二月二十八日

戒嚴司令官

香

椎

浩

平

東京市聯合防護團長 殿

一、帝國ノ治安ハ目下大ナル危険ナキモ南部麴町區附近ニ一沫ノ不安アリテ萬一ノ危険ヲ顧慮セザル
ベカラザル狀況ニアリ

二、直ニ東京市聯合防護團（南部麴町區ヲ除ク）ノ内警護班及交通整理班ノ出動ヲ要求ス

三、出動セル防護團ハ左記治安ニ關スル市民指導要領ニ合スル如ク行動シ憲兵警察官憲ノ援助ニ任ズ
ルモノトス

左記

治安ニ關スル市民指導要領

一、一般市民ハ本二十八日別ニ示ス時機迄勉メテ自宅ニ在ラシメ特ニ火災ノ豫防ニ注意セシム

二、特ニ命ズル區域内ニアル者ノ他ハ避難行爲ヲナサシメズ

三、治安ノ狀況其ノ他必要ノ事項ハ臨機「ラチオ」ヲ以テ放送ス

依テ常ニ之ヲ受信シアラシム

九時四十五分右の如き要請を受けたるに依り直ちに市川主任及小山囑託は聯合防護團長牛塚東京市長
私邸に赴き此の旨を團長に傳達す團長の命により本團幹部及關係八區團係主任を即時市長邸に召集す
午前十時三十分、左記の件を二十七區防護團へ連絡す（電話）

- 一、各區團長は各分團長を直ちに區團へ集合せしむること
 - 二、各區團係主任を直ちに聯合防護團本部へ集合すること
- 十一時十分區防護團係主任召集完了

麴町區	後藤主任
神田區	湯淺、竹川主任
日本橋區	小竹主任
京橋區	松村主任
芝區	阿部主任
麻布區	徳丸主任
赤坂區	荒井主任
四谷區	關野主任

聯合防護團長より左記の要領を口頭を以て示達す

- 一、人心の動搖と不安の除去に努められたし
- 一、區團員の行動は絶対に戒嚴司令部及憲兵並警察官憲の指示に従ひ、之を援助すること
- 一、警護班、交通整理班の兩班出動すること

一、萬一の騷擾が起きても戸外に出でざる様特に注意すること

午前十一時四十五分

團長私邸集合命令受領の後、市川主任は八區團主任及び途に遭遇せる間宮幹事、村瀬書記と共に同行、戒嚴司令部に赴き參謀難波大尉に面會す

同大尉より目下情況の推移中なるにつき少時待合はされ度き旨を傳へらる

福島參謀より戒嚴司令部に於て必要と認めたる隣接區防護團本部へは直接軍用電話を架し臨機の連絡を採る旨申出あり、間宮幹事之を諒承す

午後零時五十分

間宮幹事は村瀬書記を帶同歸局す

午後一時

市川主任は戒嚴司令部より再び團長私邸に赴き戒嚴司令部に於ける連絡情況を團長に報告して一時三十分歸局

午後二時

團長牛塚東京市長以下芝公園内教育局の聯合防護團本部に參集し、此處にて一切の指揮號令をなす防護團本部員及社會教育課員部署につく

戒嚴司令部電話直通係

市川主任

(戒嚴司令部側は福島參謀、本團は市川主任とし兩氏直接通話することに決す)

區團聯絡係

八區係 阿部、佐藤、石上

二十七區係 石田、水谷、秋本

記錄係

大槻、西里、増野、栗原

用度係

村瀬、橋、勝部、長谷川

庶務係

市川主任、石川、藤本、大谷、鈴木

午後二時十五分

戒嚴司令部へ電話して情況を照會せるところ、稍好轉しつつある旨回答あり

午後二時三十分

二十七區防護團係主任會議を開催す

團長、副團長、評議員(山口、佐藤、鈴木)間宮幹事、市川主任以下、左の如く會同す

各區防護團主任

牛込區 清水家邦

小石川區 森川八真藏

本郷區 松岡力

下谷區 若林定廣

淺草區 大杉功

本所區 諸田彌八

深川區 壽賀福峰

品川區 加藤晴三

目黒區 木内清

荏原區 鈴木榮吉

大森區 園山茂右衛門

蒲田區 鈴木秀吉

世田谷區 龜井金三郎(出席遅刻)

澁谷區	菅原宗光
淀橋區	大島廣海
中野區	篠泰治
杉並區	高桑信一
豊島區	内村軍藏
瀧野川區	高橋瀧之輔
荒川區	落合一郎
王子區	森下銀市
板橋區	木植桓夫
足立區	阿部俊衛
向島區	沖山彌平
城東區	有馬幸次郎
葛飾區	四竈辰男
江戸川區	小澤節夫

世田谷區團

午前十時三十分世田谷區へ電話す「受信者田丸」東京驛出兵見送り「永原正」

團長訓示

今次 不慮の突發事變に際會し本團は戒嚴司令部の要求によりて、一部出動して帝都警備の爲、軍隊、警察官憲に援助を與へんとす。危険地區にある區團係員はよく危急の事態に處して狼狽せざることを望む

尙其の他の區團は沈着冷靜事に當りて市民は戒嚴司令官統率部隊と警察機能を絶対に信賴せしめ不安と動搖を來さざる様人心を鎮めらるべき、出動に當りてはあくまで出先官憲の指示に従ひ、苟くも後日の批難等なき様各分團長にも注意せらるべし。

次で團長は戒治第九號の説明をなす。

二時四十五分

同會議終了

世田谷區防護團主任の來着遅れたるにより團長は其の理由を訊すべきことを命ず

同會議に於て各區團係主任に與へたる本團指示別紙の如し

東京聯防發第三七〇號

昭和十一年二月二十八日

東京市聯合防護團長 牛塚 虎太郎

區團長 殿

防護團出動方要求ニ關スル件指示

本日戒治第九號ヲ以テ別紙ノ通り團員出動方要求有之候ニ付急速適切ナル御處理相成度尙同司令部福島參謀ヨリ別紙「左記」事項中特別注意有之候ニ付參考ノ爲申添候

記

- 一、市民指導要領中「勉メテ」ノ意味ハ屋外ニ出デザル様勉ムルコトノ意トス
- 二、一部避難シ初メ其レニ雷同シテ多數避難ヲナス場合等生ゼザル様特ニ注意ノコト
- 三、情況ノ推移ハ「ラデオ」ヲ通ジ戒嚴司令部ヨリ逐次發表ニ付キ聽取スルコト

戒治第九號 添付

東京聯合防發第三七一號

昭和十一年二月二十八日

東京市聯合防護團長 牛塚 虎太郎

區防護團長 殿 (麴町隣接八區團ヲ除ク)

防護團出動方要求ニ關スル件指示

本日戒治第九號ヲ以テ別紙ノ通り團員出動方要求有之候ニ付テハ御諒知ノ上本團ヨリ出動指令アル場合ハ直チニ出動シ得ル様適宜ノ場所ニ集合待機セシメラレ度

戒治第九號 添付

午後二時四十分

麴町隣接八區團ヨリ夫々區團連絡員ヲ聯合防護團本部ニ派出セシム

人名並到看時間左記ノ如シ

麴町區	關和郎	佐藤文二
神田區	河野通夫	清水晴雄
日本橋區	筒井厚	池田恒雄
京橋區	堀越包一	
芝區	正木正信	澁谷昇
麻布區	齋藤博	井口彰
赤坂區	稻見辰一	岡本志郎
四谷區	桑島武善	
牛込區	三木好修	及川隆亮

午後三時四十分

戒嚴司令部福島參謀に宛て（麴町隣接八區團の援助出動を要求方手配終る）旨を電話にて連絡す
午後四時

八區團の連絡係に左記の會報を與へ區防護團本部へ通達せしむ
八區防護團は集合を完了せば最寄警察署長と連絡し、其の要求に應じ本日配布の「市民指導要領」
を體して援助に出動すべし

午後四時十五分受

赤坂區團

警護班 二一五

交通整理班 一一一

三時二十分召集完了

午後四時二十分四谷區報告

交通整理班及警護班 計約 百名 午後四時集合完了待機中

午後四時十五分 四谷區團報告

一〇〇名 集合完了午後四時

午後四時 神田區團報告

本日午後三時區團最高幹部及各分團長並警護班長、交通整理班長を區團本部に（區役所）に召集し
命令の趣旨を傳達し團員の出動方手配を了す

午後五時 四百五十名出動

午後五時四十五分 京橋區團報告

一、司令部よりの防護團宛命令並市長訓辭傳達直に各分團は各部署に就けり
一、本區は九分團あり五分團結成報告

1. 交通整理班 一二〇名

2. 警護班 一五〇名

午後五時半完了目下待機中

追記 午後二時分團長會議開催

交通整理班長

警護班長 集合

午後五時五十分

日本橋區團報告

各警察と連絡をとり待機中なり

交通整理班	四〇〇名
警護班	三五〇名
本部	三五名

午後五時四十五分 蒲田區團報告

一、警察との連絡は完了せり

一、目下待機中

一、電話は二〇〇四番を使用されたし

午後五時 麴町區團報告

一、午後五時麴町區團は出勤準備を整へ麴町警察と連絡をとり待機中

二、右出勤人員は五百五十名なり

尙内幸町、有樂町附近の婦人子供等は丸の内警察の命により日本劇場に避難せるものあり

午後六時 中野區團報告

分團長集合

團員を集合せしめ司令部よりの指令を刷り幹部に渡し、待機中警護班、整理班より結成す

流言 蜚語取締は却つて事を大にする虞あるを以て行はず

午後六時三十七分 京橋區團報告

交通整理班 二八五名

警護班 三三〇名

六時十分完了

午後六時二十分

四時分團長會議開催

一、各分團毎に 交通整理班 五〇

警護班 五〇 集合

午後五時集合完了目下待機中

一、區團本部に各分團より一名宛派遣し區團と分團との連絡をはかる

午後四時二十五分

戒嚴司令部福島參謀と連絡す

日本橋區防護團より

「行動隊は閑院宮令旨を奉じて聯隊に引上げ開始中との事」なる情報の眞偽を確かめたる所

同參謀より「かゝる事實なし」との回答を得たり

午後五時三十五分 麻布區報告受領

一、分團長會

1. 召集、午後一時より一時半迄

2. 開會 午後二時十五分

3. 閉會 午後三時四十五分

二、待機準備狀況概要

1. 待機位置 各分團本部

2. 集合終了 午後五時五分

3. 待機準備所要期間 一時間十分

4. 集合人員計 二一七名

警護班 一二一名

交通整理班 九六名

備考

1. 地區間所轄警察との連絡は密接なり

2. 午後五時に於ける地區内概況
麻布六本木及同鳥居坂兩署長との連絡によれば地區内の交通も漸次恢復して團員の應援を要せざる現況にあり

午後六時

戒嚴司令部福島參謀と連絡左記の情報を得たり

一、事態は樂觀を許されず

一、隣接八區團は命令一下直ちに出勤出来るやうに待機され度

午後六時十分

各區團幹部及團員の一部を残留せしめ、再出勤し得る人員の數及び時間を各區團に照會す

右の結果を具して團長に報告す

戒嚴司令部へ連絡し別紙の通り八區及び二十七區に對する指示を發す

東京聯防發第三七五號

昭和十一年二月二十八日

東京市聯合防護團長

牛塚 虎太郎

(麴、神、京、日、芝、麻布、赤坂、四谷)

區防護團長 殿

宮城隣接八區團ニ與フル指示

一、隣接八區團ハ出動中ノ幹部全員ト團員ノ四分ノ一宛ヲ待機ノ姿勢ニアラシメ共ノ他ハ適宜交互休養セシムル様處置アリ度



東京聯防發第三七六號

昭和十一年二月二十八日 東京市聯合防護團長 牛塚虎太郎

(前記隣接八區團ヲ除ク二十七區團)

區防護團長 殿

宮城隣接八區團ヲ除ク二十七區團ニ與フル指示

各區團ハ現在集合シアル幹部ノ外所要ノ傳令(團員召集ノ爲必要ナル人員)ノミ待機セシメ共ノ他ハ適宜自宅ニ休養セシムル様區署アリ度

右電話連絡者

發信本團 水谷

牛込區	神山	午後七時十分
小石川區	森川	同 七時五十分
本郷區	津村	同 八時

下谷區	村上	同 七時五十五分
淺草區	望月	同 八時十分
本所區	倉倉	同 八時十五分
深川區	兒玉	同 八時二十分
品川區	中村	
目黒區	竹内	同 七時四十五分
荏原區	鈴木	同 七時十五分
大森區	谷中	同 七時二十分
蒲田區	鶴見	同 七時三十分
世田谷區	佐藤	同 七時四十分

發信本團 秋本

澁谷區	日下	午後七時十五分
淀橋區	仁科	同 七時十八分
中野區	小安	同 八時四十六分
杉並區	雨宮	同 八時三十六分

豐島區	村野	同	七時二十一分
瀧野川區	高橋	同	七時三十四分
荒川區	宮	同	七時三十八分
王子區	星野	同	七時四十分
板橋區	佐藤	同	七時五十五分
足立區	松山	同	七時五十三分
向島區	沖山	同	八時十分
城東區	菅波	同	八時五分
葛飾區	草間	同	八時二十七分
江戸川區	小澤	同	八時二十分

六時三十分

先先に區團に連絡せし八區及二十七區團への指示の旨を戒嚴司令部に電話し中島書記に連絡し口述、福島參謀に報告せしむ

東京聯防第三七五號に關する時刻及發受信者名左記の如し

	發	受
麴町	七時十分	佐藤文吉 奥山廣
神田	七時三分	河野通夫 田書記
日本橋	七時	筒井厚 小竹勝治
京橋	七時五分	田邊清 村田
芝	六時五十五分	正木正信 阿部勤
麻布	七時七分	林新兵衛
赤坂	七時五分	岡本志郎 荒井儀一
四谷	七時十分	桑島武善 岡本熊吉

午後七時二十分

變化ナシ

麴町區團報告

午後七時三十分

麻布區團報告

五時三十五分報告以後増員したる團員出動人員左記の如し

(午後七時現在)

交通班 二五〇名

警 護 班 二〇〇名

午後七時三十二分 杉並區團報告(電報)

區團本部連絡員

雨 宮 庸 平

相 田 周 一

分團連絡員

平 田 英 次 郎

午後七時五十分 麴町區團報告

一、戒嚴司令部と連絡の爲、軍用電話架設ありたり

午後七時五十分 麻布區團報告

一、區役所前元牧野内府邸に閑院宮御入りになつた由

一、前項の理由により區役所前の交通整理は急に嚴になつた由

午後七時ラヂオニュース

一、閑院宮殿下には本日夕刻小田原より御歸京の豫定にあらせらる

一、川島陸相は午後〇時四十五分宮中に參内し拜謁後、本庄侍從武官長と會見致しました

一、香椎戒嚴司令官は正午宮中に參内し戒嚴令下に於ける帝都の治安状態を言上す
一、唐澤警保局長は午前十一時三十分後藤内相に會見し帝都の治安状態並關東關西に於ける財界の
平穩なる旨を談す

午後 八 時

東京府知事並警視總監宛左記報告文書を提出す(使者増野陽山)

東京聯防發第三七四號

昭和十一年二月二十八日

東京市聯合防護團長 牛 塚 虎 太 郎

警 視 總 監 小 栗 一 雄 殿

東京府知事 横 山 助 成 殿(各通)

東京市聯合防護團一部出動ニ關スル件報告

一、二月二十八日午前九時戒嚴司令官ヨリ東京市聯合防護團長宛別紙戒治第九號ノ如キ防護團出動ヲ
要求セラル

依テ團長ハ直ニ宮城隣接區タル麴町、芝、京橋、日本橋、神田、赤坂、麻布、四谷ノ八區關係主

任ヲ市長自宅ニ集合セシメ別紙要求書ニアル事項ノ實施ヲ命ズルト共ニ左記所要ノ注意ヲ與ヘ之ガ實行ヲ命ゼリ

注意事項

- イ、極力一般市民の動搖不安を來さざる様にする
- ロ、防護團員の行動は絶対に憲兵並警察官の指示に従ふ
- ハ、特に火元に注意し且つ濫に屋外に出入せざること

二、午前十一時電話を以て更に前記八區を除く二十七區の係主任に對し防護團本部に集合を命じ同時に各區をして分團長召集の手續を採らしむ

三、午後二時三十分二十七區團の係主任の本部集合終るや團長は再び前八區同様に所要の命令注意を與へたり但し二十七區團に對しては團員は適宜の地點に集結待機の姿勢にある如く指示せり

四、午後四時宮城隣接八區は概ね所要の配備を完了したるも他の二十七區團は目下之が準備中なり

午後七時四十分

四谷區團報告

交通警備班

計 二百名

五時三十分

集結完了

午後八時二十分

麻布區團報告

元内大臣牧野伯官邸に歩兵約一個中隊集合、參謀本部移動せる模様なり
午後八時三十分 神田區團報告

神田區團本部狀況左記の如し

區團本部	本部員	警護班	交通整理	合計
第一分團	二五	一	一	二五
第二分團	一〇	四〇	一四	六四
第三分團	一八	三七	二五	八〇
第四分團	二五	四三	五〇	一一八
第五分團	七	一五	一五	三七
第六分團	五	一五	一五	三五
第七分團	八	一六	一六	四〇
合計	一〇八	一九一	一五三	四五二

午後八時三十分

本郷區團報告

本郷聯隊區司令部指令

本聯戰警第三號

指令 二月二十八日午後四時

一、東京市聯合防護團ニ對シ別紙ノ如キ出動要求アリ管内憲兵分隊及分遣所ニハ憲兵及補助憲兵ヲ増加セラレ各要所ノ警備ニ任ジツ、アリ

二、各聯合分會(特屬分會)ハ依然待機ノ姿勢ニアルベシ

本聯戰警第二號

指令 二月二十八日午後四時

一、各區防護團ハ二月二十八日戒治第九號

防護團出動要求ニ基キ市聯合防護團長ノ指令ニ依リ行動セラレタシ

二、在郷軍人會ハ依然出動セズ

三、聯隊區管内ノ狀況ハ一般ニ平穩ニシテ交通ハ圓滑ニ行ハレアルモノ、如シ

四、管内各憲兵分隊及同分遣所ノ警備ニ任ジアリ

五、各區防護團ノ配置ハ至急聯隊區司令部及關係聯合分會ニ通報セラレ度シ

本郷聯隊區司令官

奈 良

晁

區 團 長 殿

午後八時四十分

麻布區團報告

一、第一師團司令部より麻布區在郷軍人分會に對し「行動隊は夫々所屬の原隊に復歸せり」との通

知ありたる由

二、麻布區役所に佐倉五七聯隊の兵約二百名宿泊に決定

午後八時四十分

芝區團報告

一、麻布聯隊區司令部より在郷軍人分會に對して只今解散命令を發せられたり

午後八時四十分

監查局區政課長は左記の第一師團命令及び陸軍大臣告示を書寫を持參せられ其眞偽の判定に悩ま

第一師團命令

二月二十八日

一、別紙ノ通奉勅令ヲ下達セラル

二、師團ハ三宅坂附近占據部隊ヲ先ヅ師團司令部南側空地ニ集結セントス

三、小藤大佐ハ速カニ奉勅命令ヲ占據部隊ニ傳達シタル後之ヲ師團司令部南側空地ニ集結スベシ

四、集合地ニ至ルタメ赤坂見付ヲ通過スベシ

五、歩兵第二旅團ハ占據部隊通過ノタメ午前八時前後、赤坂見付ヨリ集合地ニ至ル通路ノ警戒兵ヲ撤

去スベシ

六、余ハ依然師團司令部ニ在リ

師團長 堀 中 將

陸軍大臣告示

- 一、蹶起ノ趣旨ニ付テハ天聽ニ違セラレタリ
- 二、諸士ノ行動ハ國體顯現ノ至情ニ基クモノト認ム
- 三、國體ノ真姿顯現ノ現況（弊風ヲモ含ム）ニ就テハ恐惶ニ不堪
- 四、各軍事參議官モ一致シテ左ノ趣旨ニ依リ邁進スルコトヲ申合セタリ
- 五、是以外ハ一ニ大御心ニ待ツ

午後八時四十分

芝區防護團報告の在郷軍人分會解散の件、陸軍大臣告示及第一師團命令の眞偽を戒嚴司令部山口大尉に照會したるも斯る事實全然なしと言ふ回答を得たり

第一師團參謀長舞大佐に照會したるも亦此の事實なき旨答へられたり

同副官に照會せる處、斯の文書を草案として認めたることはあれ共之を命令せる事實なし

午後九時四十八分

ラヂオニュース

（戒嚴司令官發表）

一、昨二十六日早朝騒擾を起したる數百の部隊は目下麴町永田町附近に位置しあるも之に對しては戒

嚴司令官に於て適應の處置を講じつゝあり

二、前項の部隊以外の戒嚴令下の軍隊は陛下の大命を奉じて行動しつゝあり軍規嚴正士氣亦旺盛なり

三、市内永田町附近の一小部分以外は平穩なり

其他の全國各地も亦平穩なり

午後八時五十分受

豊島區團報告

豊防第六號

昭和十一年二月二十八日午後七時二十分

豊島區團長

東京市聯合防護團本部 御中

本區防護團配置狀況報告

本日附東京聯防發第三七一號防護團出動方要求ニ關スル件指示ニ依リ本團ニ於テハ左記ノ通配置ヲナセリ

記

一、本團員全員（八十名）本部ニ召集待機ノ姿勢ニアリ

一、各分團（二十）ハ警護班並交通整理班五十名ヲ各分團本部ニ召集待機ノ姿勢ニアリ

一、各分團ヨリ一名ノ連絡員ヲ區本部ニ派遣セシメ區本團ト各分團トノ連絡ノ任ニ就カシム

參考

午後四時分團長會を、午後七時に常務評議員會開催

午後十時八分

市役所文書課へ「事態逼迫につき注意あり度し」といふ電話し來れる由、市長自宅より小松秘書電話し來る

右の件に就き戒嚴司令部と連絡す

福島參謀より全然無根なりとの回答を得たり

午後十時五十分

麴町區團報告

一、目下九段下附近の交通整理を遮斷されたるため麴町警察と連繫し富士分團より交通整理班二十四人を出動せしめ之が整理に努む

二、占據部隊の行動は其の後亢進しつゝある状態なり

午後十時五十分

本團に協力、本部に待機準備中なりし社會教育課員歸宅
残留者にて左記の通り本部係を組織す

廣野 記録其ノ他一般

大谷 各區連絡電話

鈴木 各區連絡電話

市川 戒嚴司令部連絡

村瀬 記録

阿部 各區連絡係

午後十時三十分

戒嚴司令部參謀福島少佐ト連絡シ隣接八區團防護團員再出動指示ノ爲左記命令ヲ内秘ニテ傳フ

東京聯防發第三七七號

二月二十八日

東京市聯合防護團長

牛塚 虎太郎

區防護團長 殿

警護班及交通整理再出動ニ關スル指示

明二十九日午前一時乃至二時迄ニ警護班及交通整理班ノ召集全員ヲ再召集ノ上憲兵隊並警察署ト連絡シ助力ノ爲再出動相成度候也

右指令傳達時刻

區	傳達時刻	連絡員
麴町區	一一時五五分	關 書記
神田區	一一時五〇分	
日本橋區	一一時一〇分	池田恒雄
京橋區	一一時一〇分	堀越
芝區	一〇時五〇分	正木
麻布區	一一時一〇分	
赤坂區	一一時五分	
四谷區		

各區團出動人員及出動完了時刻

麴町區	午前一時四十三分	六七二人
神田區	一時三十五分	
警 四五〇 (交 二五〇)		
區團、分團、本部員一〇〇		

日本橋區

一時四十五分

通計 八〇〇人

第一分團	二〇〇
第二分團	八〇
第三分團	七七
第四分團	五〇
第五分團	二〇
第六分團	一四八
第七分團	二八
六〇三人	

京橋區

一時三十分

七三四人

交通班	三四一名
警報班	三九三名

芝區

一時

七五〇

麻布區

〇時三十五分

六二四

(警護 三三五 交整 二九九)

赤坂區 二時 三七六名

四谷區 (交一二六 警二五〇) 全地域ノ警戒嚴重ニテ手配シタルモ集合出來ズ

〇時三〇分 二六六名 (交通 一五〇 警護 一一六)

二月二十九日 經過 通計 四八二五名

午前一時五十分 赤坂區防護團

赤坂全區は警備極めて嚴重にして區團員の召集連絡等殆んど不可能の状態にあり、本部より戒嚴司令部山口參謀宛前記三七七號による再召集の人員數及び時刻を報告す

午前二時三十分 麻布區團報告

警護班並交通整理班再召集に關する件報告

東京聯防發第三七七號指示に依る標記再召集狀況左記の通に候也

記

- 一、指示傳達完了 二十九日午前〇時十五分
- 二、待機完了 同 〇時三十五分

但待機位置は各分團各班本部とす

各分團より傳令一名を區團本部に派遣し置く

三、應召人員

警護班(幹部共) 三二五名

交通整理班 二九九名

計 六二四名

午前二時十五分 澁谷區團報告

澁谷驛へ約一時間前水戸軍隊約六百名到着す

午前二時四十分

小山囑託、大谷係員岡本連絡員(赤坂區)狀況視察して歸る

赤坂方面は現在大小戰車二十臺位と軍隊移動甚だし

赤坂區役所は歩兵第三聯隊の大隊本部に宛てらる

午前二時四十分 麻布區報告

三河臺小學校に約四百名の兵が休憩す(佐倉五九聯隊)

溜池に通ずる道路の坂には大なる材木を積み重ねて交通遮斷しあり

午前二時五十分

日本橋區報告

日本橋小學校に憲兵約三十名屯す

午前 三時

戒嚴司令部より戒治第二二號を受領す

戒治第二二號

列車打切驛警戒方依頼ノ件通牒

昭和十一年二月二十八日

戒嚴司令官

香

椎

浩

平

戒嚴令第十四條全部適用に方り戒嚴地境內鐵道軌道等運行停止を行ふ際鐵道省側にては左記停車場を列車打切驛とせらるゝ筈に付、貴所管内のものに對し必要の警察官を配置し警戒並交通整理方手配相成度通牒候也

左記

東海道本線

横

濱

中央本線

八

王

子

午前三時十二分

間宮幹事は吉山文書課長に電話連絡し情勢逼迫したるにつき危険地域の市民を避難せしむる件に就

ては市長として適切なる處置願度吉山課長は大久保助役と相談の上回答

午前三時十七分

麻布區團長より電話にて報告

麻布區長のもとへ第一師團司令部の將校（大佐、中佐）二名來りて狀勢刻々危期に逼迫す何故に六本木方面の市民避難せしめざるやと交渉に來る、之の件に關し至急本部より司令部と交渉相成度尙麻布の某分團へも大佐、中佐二名來りて前同様のことを申し來れりとの報告

午前三時二十分

前記麻布區團長より申出の件に關し戒嚴司令部難波大尉に報告指示を乞ふ事實全然無根につき惑はされぬ様注意あり度

午前三時三十五分

前記司令部の意嚮を麻布區團長に傳ふ

午前三時四十分

戒嚴司令部難波大尉より左記の注意事項を八區へ傳達され度旨通牒あり

一、現在流言蜚語が盛に行はれてゐるがこれは騷擾を煽動せんとする者の仕業の様である
たとひ軍服用者であつても直ちに其の命令を聞くと云ふことなき様充分注意せられたし

一、不審に思つた時は憲兵分隊、警察署へ秘密に電話し適當の處置をとること
一、此の場合は其の者の階級姓名、襟章、所屬部隊號等を注意して参考のため確かめ置くこと
午前 四 時

伊藤常務參事の宿舍に電話し、問宮幹事より現在の情勢の概略を報告す

市文書課入江氏來團

市民避難時間の猶豫方につき文書を以て戒嚴司令部へ手交する爲、問宮幹事、小山囑託同部へ出頭のこと決す

午前四時十分

右出發

午前四時十五分

參謀山口大尉より左記通達あり

戒嚴司令部よりの命により今晚五時半より電車軌道全部（省線を含む）全市に亘り停止し自動車も舊市内は停止す

特に官公廳の公用自動車に限り運轉を許可す

右の通達を市文書課長に電話し、區政課より、區長と區團長の兩名義を以て各區へ通達され度きこ

とを希望す

午前四時五十分

戒治第二十二號は區團長に通達の要なき旨戒嚴司令部より指示を受く

午前五時十分

戒嚴司令部より避難命令受領

避難命令

左記の要領に依り午前五時半より凡そ二時間以内に避難を完了せられたし

一、避難を要する區域

櫻田門、虎ノ門、溜池、及び赤坂見付、平河町の線をつらぬる内部に所在するもの

一、自由避難の區域

右に隣接せる赤坂新町一丁目、五丁目、田町七丁目

一、絶対に避難すべからざる區域

其の他の場所

以上の件は所要警察署長に戒嚴司令部より連絡しある故善處せられ度し
右に關し特に左の注意を徹底せしめられたし

イ、あはてざること
ロ、好奇心にて見物等せざること

右避難命令を直ちに八區關係員に命じ各區團へ傳達せしむ

午前五時四十分

間宮幹事、小山大佐歸團

同 五時五十分

團長に今晚の全市交通遮断の件報告し併而幹事より戒治第十九號の説明をなす

午前五時五十分

戒嚴司令部より戒嚴に關する告諭ビラを配與の件に關し係員出頭を依頼し來る(村瀬書記出頭)

午前五時四十四分

豊島區團報告

池袋警察署長の通報によれば武藏野鐵道は午前五時半より運轉停止の筈につき池袋驛東口へ二十名

並五ツ又交番の前に拾名を池袋第四分團交通整理班より配置せしむ

池袋驛西口に池袋第二分團交通整理班十名を配置す

午前五時五十九分

下谷區團

上野警察署より交通整理班二十名を出動され度旨要求あり如何にすべきやの伺出あり

右支障なき旨を答ふ

午前六時二十分

戒嚴司令部と連絡舊市域の再召集の件を尋ねたる處現狀にて可なりとの答を得たり

午前六時三十七分

各區團宛戒嚴司令部の告諭の配布の爲連絡員出頭の件通牒

午前六時三十分

ラヂオ放送

戒嚴司令官布告放送(戒司發第四號)

市民 心得

本二十九日麴町區南部附近に於て多少の危険は起るかも知れぬが其他の地域内は危険の虞なしと判
斷される、市民は戒嚴令下の軍隊に信頼し沈着冷靜よく指導に服し特に左の注意を嚴守せよ

一、別に示す時期まで外出を見合せ、自宅に在つて特に火災豫防に注意せよ

二、特別に命令ありし地域の外避難してはならぬ

三、適時正確な狀況や指示をラヂオ其他に依り傳達するを以て流言蜚語に迷はず常にこれ等に注

意せよ(以下避難區域の告示あり)

午前六時五十分

戒嚴司令部發表

新聞社及東京市役所等公衙の自動車通行は午前六時十分解除せられました

午前六時五十九分

戒嚴司令部放送による發表

新聞社及東京市役所等公衙の自動車の通行は午前六時十分解除せられました

午前七時

麴町區團報告

發信 後藤主任

受信

佐藤連絡員

本區避難民は日比谷、永田兩小學校を除く他の學校に收容せられ概ね順調にあり大體九分通りの避難完了す

收容所及人員は調査後報告の筈

午前七時二十分

避難所の避難者は決して騒ぐことなく勉めて沈静ならしむる様處置され度

聯合防護團本部の情況報告及連絡が迅速で適確なるを以て司令部は非常に便利である尙今後ともよろしく御連絡を乞ふ 山口參謀

午前七時

赤坂區團報告

避難狀況報告

青山小學校

約三、〇〇〇人 表町一、二丁目 傳馬町一、二丁目

氷川小學校

約四、二〇〇人 田町、四、五、六七丁目 福吉町、溜池町

中ノ原小學校

約四、〇〇〇人 田町一、二、三丁目 新町一、二、三、四、五丁目

赤坂市民館

約 二〇〇人 (同 右)

計 約 八、七〇〇人

尙目下續々避難しつつあり

午前七時現在

發信

荒井儀一

受信

岡本志郎

午前七時二十分

麴町區團報告

麴町區内の避難命令を發した區域左の如し

- 一、南部櫻田門から虎ノ門、溜池、赤坂見付に通ずる線以北、警視總監邸より西、萬平ホテル線以南の地區に避難命令を發す

二、避難收容場所

避難場所

麴町區番町小學校

麴町小學校
東郷小學校
日本劇場

人員は調査中に屬す

午前七時三十分

戒嚴司令部と連絡

麴町、赤坂區の避難狀況報告

山口參謀より、避難者は銃聲に驚かぬ様彈を避け得らるゝ様にす 右を麴町、赤坂區へ指示す

午前七時三十分

ラヂオ

戒嚴司令部發表

避難を要する區域、即ち三宅坂、赤坂見付、溜池、虎ノ門、櫻田門を列する線以内の住民は全部直ちに避難して下さい但し火の用心は肝要であります

軍用、官公衙及新聞社通信社の自動車の交通は差支ありませんが麴町附近は危険でありますから通行を差控へて下さい

午前七時四十分

戒嚴司令部と連絡

避難所管理班、配給班の急設を指令あり度(福島參謀)

麴町及赤坂區團へ連絡す

午前八時

戒嚴司令部と連絡(山口參謀)

避難區域外の市民は戒嚴司令部を絶対に信頼し、沈靜にし戶外に出でざる様努むること直ちに八區の連絡者に夫々通報せしむ

午前八時二十分

赤坂區團避難狀況報告

青山小學校

約一、〇〇〇人 (表町一、二丁目 傳馬町一、二丁目)

氷川小學校

約五、〇〇〇人 (田町四、五、六、七丁目 福吉町、溜池町)

中ノ町小學校

約五、〇〇〇人 (田町一、二、三丁目 新町一、二、三、四、五丁目)

赤坂市民館

約二〇〇人

計 約

一一、二〇〇人

午前八時十五分を以て避難民の整理を完了す

午前八時五分

ラヂオ

戒嚴司令部發表放送

避難を命ぜられた地區の住民は冷靜沈着平生と少しも變りなく何等の混亂をも惹起しませんでした

避難を命ぜられた地区以外の方々も落ちついてゐて下さい、何等の心配もありません

午前八時三十五分

ラヂオ

戒嚴司令部發表放送

南部麴町附近に銃砲聲が聞えることがあるかも知れませんが現在十分の手配がしてありますから決して心配ありません、落ちついて静かにしてゐて下さい

若し戦闘が始まる様になつたら交戦地附近の住民はなるべく建物其の他の掩護物を利用して低い所で銃聲の聞える方向の反対側に位置するのが一番安全であります

午前八時五十五分

ラヂオ

戒嚴司令部發表放送

兵に告ぐ

勅命が發せられたのである。既に天皇陛下の御命令が發せられたのである

お前達は上官の命令を正しいものと信じて絶対服従し誠心誠意活動して來たのであらうが、天皇陛下の御命令によつて御前達は皆原隊に復歸せよと仰せられたのである

この上お前達があくまでも反抗したならば、それは勅命に叛く事となり、逆賊とならねばならない正しい事をしてゐたと信じてゐたのにそれが間違つて居ると知つたならば、徒らに今までの行が、

りや義理上からいつまでも反抗的態度を執り、天皇陛下の御命令に反抗して逆賊として汚名を永久に受けるやうな事になつてはならない。今からでも決して遅くはないから直ちに抵抗をやめて軍旗の下に復歸するやうにせよ、さうしたら今までの罪も許されるのである、お前達の父兄は勿論の事國民全體はそれを心から祈つてゐるのである、お前達は現在の位置を棄て、速かに歸つて來い

戒嚴司令官

香

椎

浩

平

午前九時一分

戒嚴司令部發表放送

事によると銃砲聲が聞えるかも知れませんが落ついて現在の位置を動かさないで下さい。家の外に出ると流れ弾が飛んでくるかも知れませんが危険です、厚い壁や家具の後に銃砲聲の聞える反対側で座つてゐて下さい、特に火の用心をして下さい

午前九時

麴町區團報告

避難者收容人員左の如し

麴町區番町小學校

二五〇人

麴町小學校

八〇〇人

東郷小學校

二五〇人

日本劇場 四〇〇人

計 二、七〇〇人

各分團は避難民の配給に着手せり(発信 關)

午前九時八分 芝區團報告

避難區域は琴平町、今入町、明舟町の一部、櫻川町の一部の住民、五時前より避難開始目下繼續中

南櫻小學校 二、五〇〇名

愛宕小學校 八〇〇名

目下炊出配給の準備中

午前九時二十分

赤坂區避難狀況を戒嚴司令部山上主計正へ報告す

午前九時四十分

戒嚴司令部より配與されたる告諭のビラ約一、三〇〇枚及自動車標識三十五枚を各區へ配付方法左記の如し

兩野國 鈴木係員

池袋 村瀬係員

品川 筒井連絡員 (日本橋區團)

右三名上記各六驛へ出頭し、戒嚴司令部より交付されたる告諭第二號及び同部より交付を受けたる區團自動車通行一枚宛を配付す

各區團係員夫々上記驛に先着しありて本團係員の連絡を待つ

一、別紙戒嚴司令官の告諭を可成一齊に貼り出すこと

二、配布數は分團數の二倍と區團用十枚とす

三、別票「戒嚴」は自動車に貼布し戒嚴下の通行に供す

上野驛集合

本郷	二〇枚	高木
下谷	三四枚	福島
淺草	三八枚	野平
荒川	五〇枚	石原
足立	三〇枚	川村

兩國驛集合

本所 三四枚 久和

深川 二二枚 大河内

向島 二〇枚 沖山

城東 六枚 有馬

葛飾 一四枚 原田

江戸川 一四枚 小澤

池袋驛集合

小石川 三〇枚 吉田

豊島 四〇枚 峰川

瀧野川 二四枚 大瀧

新宿驛集合

王子 三三枚 森下

牛込 二四枚 橋尾

淀橋 三四枚 大島

品川驛集合

中野 三〇枚 小安

杉並 四〇枚 會田

荏原 一〇、五五 中山

大森 同 西野

蒲田 同 鶴見

品川 同 加藤

澁谷 一〇、一〇 谷口

世田谷 一〇、一五 水口

目黒 一一、四〇 千葉

日本橋 一〇、一〇 團長

村瀬 歸團 十一時四十五分

筒井 同 十一時五十分

鈴木 同 十二時二十分

午前十時七分

芝區團報告

避難民状況左記の如し

南櫻小學校(田村町三ノ六)

一、五〇〇名

愛宕尋常高等小學校(愛宕町二ノ八六)

九〇〇名

午前九時三十分避難完了

午前十時八分

赤坂區より三會堂に避難民を收容せるところ、五十七聯隊より、該地區は間もなく危険區域となる恐れあるが故に他へ避難せられ度戒嚴司令部の命なりと傳へらる

赤坂區團長は、他の場所に收容せんとせしも區間には適當なる避難場所なき故に麻布區間内の三河臺小學校避難の件を麻布區團長に照會す

麻布區も之れは自區の避難の場合困却する旨を答へ解決困難となり本部指令を仰ぐ

直ちに戒嚴司令部に本部より連絡したるところ、新井參謀は、それは恐らく五十七聯隊の幹部が情況判斷によりて危険地域と認定せるものなるべし、依つて兩區に於て適當に協調せられ度との回答あり

依而本部よりも兩區團長に善處する様に告ぐ

午前十時十五分

赤坂區報告

三會堂の避難民は兩區に二分し適當に處置せる由
二十九日午前十時二十五分受付

豊島區防護團

豊防發第十二號

本日付東京聯防發第三七一號御指示に基き本團に於ては本部に二十分團長を招集し左記打合を爲し直に實行に移したく

記

一各分團本部(小學校)に警護班及交通整理班五十名を招集待機すること

一各分團より傳令として團員一名自轉車にて本部に連絡の爲め急派する事

豊防發第十三號

二十九日午前九時區内一般は靜穩なるも池袋、大塚兩驛には乗車せんとして集りあるもの百名内外目白、巢鴨駒込各驛には二三十名宛乗車せんとして集り居るものあるも何れも不通の爲め漸次退驛す、何れも動人にして避難者らしきものなし

豊防發第一四號

本日午前五時電話御指示に基き本團に於て各分團に左記指令を與へたり

一、午前五時三十分より市域内の電車及自動車の交通を停止さる

但し大使館、皇族、軍部、官衙、市の自動車は其の標章を附し通行を許さる

一、各分團に於ては交通整理班及警護班中警察官より援助を求められたるときは本團の指揮を受け

援助すること

豊防發第一五號

一、午前五時三十分池袋驛東、西口並池袋五ツ又交叉點警護交通整理の爲め池袋警察署長より四十名

應援を求めらる

池袋第二分團より十名 西口方面

池袋第四分團より二十名 東口方面

池袋第四分團より十名 池袋五ツ又

豊防發一六號

區團本部員左記の通割當各部所に着きたり

一、庶務主任 宮崎半一郎

庶務係 高橋、安江、笛木、和泉、本間、村野、内村、島野、佐々木(吉)、金崎

通報係 水田、石橋、中島、前島、山下、篠塚、眞間田、爲藤

ラヂオ係 須田、山口(廣)、早坂(弘)

二、會計主任 水田久壽彌太、鈴木(龜)、本橋

三、衛生主任 保科久義、早坂(竹)、佐藤、小林(正)、有竹、今野(幾)

四、配給主任 服部惣一、小林(隆)、高橋、石川、新井、池田

五、警防主任 足立俊夫、小島、星野、佐々木(藤)、橋本、相馬、伊藤

六、連絡係

主任 服部、三浦、石川

主任 足立、片岡、高比良

主任 保科、田沼、峰川

主任 鷺見、小泉、篠

豊防發第十七號

本日午前五時三十分目白警察署より電車並自動車運行停止による交通整理の爲應援を求められ参加分團左の如し

一、高田第三分團より 七名

- 一、長崎第四分團より 一名
- 一、高田第五分團より 四七名

豊防發第一八號

本日午前五時三十分巢鴨警察署の要求に依り交通整理の爲左記分團に對し應援方電話を以て通達せり

記

巢鴨第三分團より	大塚辻町方面	四人
同 第四分團より	西丸町境	四人
同 第一分團より	駒込驛駒込橋側	四人
西巢鴨第四分團より	市電、西巢鴨停留場附近	四人
同 第三分團より	大塚驛附近	四人

豊防發第十九號

本日午前六時より豊島區防を視察したるに左記の如くに有之右及報告候也

記

目白驛附近 午前六時十五分約五十名の乗客集合せり極めて静なり

池袋驛附近 午前六時二十五分約六十名の乗客集合せり極めて静なり
 大塚驛附近 午前六時三十五分約百五十名の乗客者集合極めて静肅なり
 巢鴨驛附近 午前六時四十五分約六十名の乗客集合極めて静肅なり
 駒込驛附近 午前六時五十分約五十名の乗客者集合極めて静肅なり

豊防發第二〇號

本區防護團市連絡員(專屬)として左記貳名選定

雇 小泉長松 同 峰川正義

午前 十時 戒嚴司令部當局談放送

叛亂部隊に對してはあらゆる方法を以て歸順を説得しつゝありその結果として昨夕百數名、本朝來山王ホテル附近にて約一五〇名、赤坂見付附近にて約二十名、溜池附近にて約百二〇名歸順者あり尙ほ歸順者増加の見込、今まで幸に干戈を交ふるに至らず

午前 十時 一分 戒嚴司令部發表放送

一、午前十時稍々參謀本部附近に於ての機關銃を有する下士官以下約三十名が歸順の兆候があります
 二、幸ひに唯今まで干戈を交ふるに至つて居りませぬ
 午前 十時 五十五分 戒嚴司令部發表放送

- 一、第一師團方面に於ては反亂軍に對し戰車を派遣し兵士説得のピラを散布したり
- 二、飛行機による兵士説得のピラの散布は猶繼續しつゝあり
- 三、今朝避難を命ぜられ退去したる者の財産は戒嚴部隊の進出に伴ひ憲兵警察官等により逐次保護せられつゝあり

四、幸にして只今に至る迄干戈を交へあらず

午前十一時臨時放送

香椎司令官の慈父の愛に叛亂の兵が續々歸順する見込であります

午前十一時三十六分

戒嚴司令部發表放送

午前十時五十分首相官邸及山王ホテルにある極く小部隊を除く反亂部隊の下士官兵の殆んど全部は大なる抵抗を爲さずして歸順したるを以て間もなく鎮定を見るべし

午前十一時四十五分

戒嚴司令部發表放送

一、治安の恢復も近きにあると思ひますから近く國內通信の禁止は解除される豫定

二、避難者の状態平靜、避難者の歸還の時期は後刻命令あるを以て無斷歸還を禁止す

午前十一時四十五分

戒嚴司令部電話連絡

新市域の防護團は解散して差支なし

午前十一時四十五分

戒嚴司令部電話連絡

避難者は本日中に復歸の見込なるも、其の時期については改めて戒嚴司令部より通報あるものにつ
それ迄は絶対に靜肅に待機すべし

午前十一時四十五分

前記司令部よりの通報により左記の通り團長命令を發す

團長命令

事態概ね沈靜に歸したるを以て戒嚴司令官は新市域二十區の防護團の出勤を解除せられたるにより
待機中の貴區團員に對しひは能く其の勞を犒ひ、適宜解散せしめられたし

午前十一時五十分

戒嚴司令部より通報を受けたるが故に之を團長に報告したる後直ちに八區團に發表通知す

(一)事件は圓滑裡に解決の見込

(二)間もなく避難民は自宅に復歸を許さるゝに至るべし

(三)避難民の夕食の準備は必要を認めず

以上

司令部 難波 參謀
本部 市川 主任

戒嚴司令部發表放送

一、鐵道軌道運行停止は午後〇時より解除但し市内電車及、自動車の通行は依然禁止されておりま

す
二、市内からの電信電話は國內通信に限り受付の停止を解かれました

午後〇時三十九分 豊島區團報告

豊防發第二十一號

本日電車運行停止並自動車運行に關し區内要所に提出方各分團長に通知し分團に於ては直ちに公
告提出の手配を爲せり

豊防發第二二號 名分團出動人員報告

本二十九日午前八時本區防護團員出動數左記の通り及報告候也

記

分團名	出動人員	警察署ノ要求ニヨル應援人員
巢鴨第一分團	二二	八
同 第二分團	五三	〇
同 第三分團	八五	四

同 第四分團	三二	八
西巢鴨第一分團	七〇	〇
同 第三分團	八〇	四
同 第四分團	三四	四
池袋第一分團	五八	〇
同 第二分團	六〇	一〇
同 第三分團	六〇	〇
同 第四分團	五〇	三〇
高田第一分團	八七	〇
同 第二分團	五〇	〇
同 第三分團	五三	七
同 第四分團	五〇	六
同 第五分團	四八	四七
長崎第一分團	五〇	〇
同 第二分團	四七	二

同 第三分團	六八	〇
同 第四分團	五四	一
合計	一二一	一三一

豐防發第二十四號

各分團長に對し分團狀況報告方第一報第二報の形式により通知を發す

豐防發第二十五號

二十八日午後七時本區防護團常務評議員會開催分團長會議に於ける左記經過報告並今後の方針に付種々打合せを爲す

記

一、本團員全員（八十名）は本部に招集待機の姿勢にあり

一、各分團（二十）は警報班並交通整理班五十名を各分團本部に招集待機の姿勢にあり

一、各分團より一名の連絡員を區本團に派遣せしめ區本團と各分團との連絡の任に就かしむ

午後一時三十三分

戒嚴司令部發表

一、避難民は未だ歸宅を許されないが南麴町區の危險區域内の親戚知友の所へは行つても宜しい

二、環狀線から街上の市内電車及自動車の運行は午後一時三十分より許される筈

豐防發第二十六號

各分團長に對し戒嚴司令官の告諭に關する印刷物を貳通送付貼付せしむ

午後二時三分

豐防發第三十一號

本二十九日午前十一時五十分聯合防護團長より事態概ね鎮靜に向ひたるを以て戒嚴司令官より新區二十區の防護團の出動解除の上適宜解散の旨各分團に傳達す

午後二時三十分

戒嚴司令部と連絡の上、本團は左記指令を發して各區防護團を解散せしむ

區防護團ニ對スル指示

一、事件ハ大體完全ニ解決セリ

二、各區防護團ハ適宜集結ヲ解キ退散ノ手續ヲ計ラハレ差支ナシ

但シ交通整理班ハ警察署長ノ要求アル場合ハ尙避難者ノ歸還等ニ關シ助力ヲ成サレ度

午後二時五十分

左記團長謝辭ヲ三十五區宛速達ニテ發送ス

團長 謝 辭

今次ノ突發事件ハ市民各位ト共ニ誠ニ痛嘆措ク能ハザル所ナリシモ幸ニ戒嚴司令官ノ周到ナル努力ニ依リ事態更ニ惡化スルコトナクシテ平靜ニ歸シタルハ邦家ノ爲又我東京市ノ爲誠ニ同慶トスル所ナリ比ノ間特ニ各區防護團員諸子ハ餘寒ノ砌大ナル犠牲ヲモ顧ミズ徹宵其ノ任務ニ服シ市内警護ニ將又避難民ノ誘導等ニ能ク官憲ヲ援助シ初メテ實地ニ防護團ノ機能ヲ發揮シテ事故ナク事件ノ終結ヲ見タリ是偏ニ團員各位ノ努力ノ結果ニシテ團長トシテ誠ニ感謝ニ堪ヘザル所ナリ各區團長ニ於テハ速ニ本職ノ意ノアル所ヲ團員一同ニ傳達シ其ノ勞苦ニ對シ深甚ノ謝意ヲ致サレンコトヲ切望ス

昭和十一年二月二十九日

東京市聯合防護團長 牛 塚 虎 太 郎

區 防 護 團 長 殿

二・二六事件と防護團出動に至るまでの手記

(本稿ハ昭和十一年六月十日發行團報「空の護」第三號ニ掲載シタルモ事件後日淺カリシ爲配布ヲ禁ゼラレ同團報ヨリ切取リタルモノナリ)

東京市聯合防護團本部主任 市 川 洋

二月二十六日、この日は今でも眼前に、その日の情景を勞弊たらしむる程、はつきりと記憶の烙印を捺された日で、一時は全く何うなることかとさへ思はれたのであつた。

つひ近頃の新聞に、永い間米國に逃避してゐた或代議士が銀座を歩いて、まるであちらの悪性の女性が纏ふ様な洋装を、誇らしげに着飾つて漫歩する近代日本の女性の餘りに多いのを一瞥し、驚いたといつた様な記事が掲載されてあつた。然しそれよりも今度の事件は、大和魂の持ち合はせずら訝しまるゝやうな、歐米陶酔のヤンキー式銀座漫歩人の後頭部を、そつと後から忍び寄つて、だしぬけに、力いつばい而も嘔吐と、痛嘲の強打一撃を喰らはせた程の驚異的突發事件であつた。

この朝は雨傘を準備して来た人と、來ない人と、半々にあつた程のどんよりしたはつきりしない日で、午前九時頃は出勤した人々が、室のあちこちで「ストウプ」を圍んでゐた。しばらくすると細かい雪がチラつき出したが十時頃からは牡丹雪に變つて、正午頃には全く萬物を銀色に塗りつぶしてしまつた。

世田谷の方から出勤して来るY君が今朝出勤途上電柱に、教育總監暗殺の特別ニュースが貼つてあつたと云つた事をきつかけに、それからそれへと話題が逸れて、爐邊に賑やかな時事問題批判の花が咲いた。

その中に信濃町方面から來た防護團のA氏は、

第一師團司令部前に物々しい着剣の武装兵が多数往來してゐたが、相澤中佐の公判の警衛にしては餘りに仰山な様子の様に思はれたと報告し、同じ團のM君は日比谷の交叉點まで辛うじて電車を利用してゐるも「何だか鐵條網のやうな針金が引つ張り廻してあつて着剣の兵士が交通整理をしてゐた」など時間が経てば経つほど、後から後からと、唯ならぬ帝都の異變の情報が次々に傳はつて來たのであつた。

「國體擁護を目的に青年將校等重臣を襲撃」岡田首相、齋藤内府、渡邊教育總監を射殺、高橋藏相鈴木侍從長負傷、と一瞥慄然たる號外を手にした時は一同只顔を見合せ言葉さへ無かつた程であつた。

此の頃から後から考へると可笑しいやうなデマが、誠にやかにそれからそれへと傳へられた。全くどこまでが本當で、どこまでが嘘なのかその見解すらつかなくなつて來た。



上司へ適確な情報をする爲め警視廳と東京警備司令部へ夫々電話を通じたるも無駄であつた。午前十一時頃には本郷區防護團長の井上區長から電話があつたので、私が出て見ると「大分大事件のやうだが防護團本部から何等かの指令でも出すのじやないのか」との問合せであつた。



五里霧中の情報蒐集中、問宮課長の言に従つて、何れにしても直接東京警備司令部に赴いて帝都異變の真相を質さんものと、本團常務參事伊藤教育局長と、同幹事である問宮社會教育課長と私と三人課長の自動車に便乗して午後一時頃教育局を出た。

紛々として飛雪萬物を埋め盡した中を、難行して漸く赤坂見付に至り、閑院宮邸前の坂を登つて麴町平河町二丁目に辿り着いた。光ヶ丘内科醫院前まで行く其處からは進むことは出来なかつた。こゝには太い綱を張つて、外套に身を包んだ着剣武装の兵士達が下士官に指揮されて、こゝから

右の方へ向ふ閑僚官邸のある道路や、前方三宅坂方面への交通を遮断してゐたのであつた。私は車から降りて頭から飛雪をあびながら兵に近附いた。すると「ザカ、ザカ」と兵の中から私の側へ一人の下士官が來たので、私は車中の人の職氏名を告げて、「是非東京警備司令部まで直接連絡の事件の爲めに行き度いので通つても差支へ無いか」と談じた處、「こゝは上官の命令であるから通行は出来ぬから何處か廻り道して行つては如何」との極めて穩かな應接であつたので、止むなく光ヶ丘内科醫院の處から左折して見たものゝ、何處からも入る事が出来ず、致し方なく平河町の寶亭本店に車を寄せた。

司令部へ電話をすると今度は都合よく通じたので、早速福島參謀に電話口に出て貰つた。



そこで福島少佐に「伊藤教育局長が市長代理として直接司令部に赴き司令官に御目にかゝつて種々御打合せ致し度いので何んとかして行く方法は無いものでせうか」と相談したが、司令部の部員

でさへ裏門から出入してゐる様な状態で、今の處如何ともすることが出来ないとの返事であつた。



電話の結果事件の真相を大體判斷することが出来た。同參謀の電話で大體次のやうな事だけ判然した。

- 一、只今此の事件に對し宮中に東京警備司令官其他高位顯官伺候し戒嚴令を帝都に布くや否やについて協議中。
- 一、本事件を起して居る所謂行動隊の襲撃計畫中には東京市役所の占據は無いやうだから心配はあるまい。
- 一、電氣、水道、瓦斯等要警護物件の警護の必要は無からう。
- 一、事變を起した軍隊は只今の處大體或る地域内に集結し一時行動を休止してそのまゝ推移中。

大體こんな情勢であつたので、更に電話を續けて、防護團に對する指令や流言蜚語の取締り、要警護物件の警護等必要無きかとの件を質したる

も、現在の情勢上それらの必要無しとの回答であつた。この間午後一時四十五分から同五十分に至る極めて短時間の會話であつた。

伊藤教育局長は此の大體の様子を團長たる市長に報告し、私達は鳩首相談の結果、團として待機すべく直ちに此處より本部に電文を電話し、本部より三十五區團本部係主任に夫々待機殘留の手筈を一齊に打電して貰つた。

歸局してから午後四時二十五分頃、警備司令部と連絡した時、青木副官から

1. 只今軍隊の警備配置を終つた。

2. 軍隊の行動隊に對する手配は略々終了したるにつき再び不穩状態惹起の虞は無いらう。故に防護團としては特に準備の必要は無く平常のまゝにて然る可し。

此の情報を得たので、一方其頃では判然としてゐた警視廳の移轉先へ電話し伊能警衛課長に連絡するも

「只今の處警察官多數召集しあり、差當り防護團の助力は要らぬと思ふが事件推移の情況で助力を依頼するやうになるかも知れぬから電話番號だけ承知して置き度い。」

との事で此の二者の言葉に基く判斷により、本部から各三十五區團居殘者に對し、特別の指令無き限り午後十時に待機解除され度しとの電話をしたのであつた。

午後七時半頃警備司令部へ電話して見たが、非常に混雜してゐるので九時頃電話してくれとの事であつたので電話を切つた。丁度此の頃戒嚴司令部の編成で多忙だつたとの事が後で解つた。

不安な推移中にも警備司令部と打合せを終つて石川、阿部、村瀬の三氏と共に本部を引揚げたのは雪も止んだ星光無き暗夜十一時頃だつたと思ふ。

二月二十七日騒然たる中に不安は愈々つのる許りであつた。その朝午前三時頃帝都に戒嚴令が布かれて、その司令部は九段坂下牛ヶ淵に在る軍人

會館に定められたので、午後一時頃本部囑託の小山大佐と同道し、司令部に至り新井參謀に面會した打合せの結果

一、軍隊、警察、憲兵のみで帝都の治安維持をする考へであること。

一、官公衛其他へは一切今の處助力を求めない考へであること。

故に防護團、市役所、區役所關係は平常通り退廳あつて然る可し、とのことであつたので早速歸局して所要の指令を各區團宛に出したのであつた。

此の日も流言蜚語頻りに飛び、講釋師ならずも、全く見て來たやうな嘘を平氣で言ひ、聽く方も亦秘中の秘事を探知したさに耳を欲てるのであつた。

明くれば二月二十八日、丁度起き上つた處へ、丸の内の本廳の増員宿直中の文書課の土田皆人氏が自動車で私の宅へ馳けつけて來て、戒嚴司令部から直ちに店頭し、司令部に詰めて欲しいとの事

で迎へに來たとのこと、今朝あたり可成り緊張した對峙となつて、無氣味な雲行になつたらしいので、直ちに同氏を歸へし、問宮課長に電話で打合せた結果、私が戒嚴司令部へ詰める事となつたので、品川の自宅から車で京濱國道を疾驅し、一路戒嚴司令部に駆けつけた。市中は殆んど人通りも疎らで何處と無く寂しい町の姿であつた。車が櫻田本郷町角にさしかゝつた時、此處には嚴重な柵で内幸町方面への交通を遮斷し街角の内田ビルの前には土囊を積んで機關銃が据えつけてあつて凄

い嚴戒振りであつた。私は軍服を着てゐたので幸ひどの關所も難無く通れたが、それだけに遮斷地區は一般人の通行は至難で、こゝから日比谷公園の側を通つて、帝劇の前を馳驅し海上ビル側を通り過ぎる道路は、電車は通らず、人一人通るではなく、建物は窓を閉ざし、只兩側に武装の歩哨が着剣の銃を小脇に抱へて立つてゐるのみで、一種異様な無氣味な沈黙に閉ざされて居つた。

雪は相變らず降りしきつてゐた。戒嚴司令部入口附近には土囊が積んで機關銃が備へ付けてあつた。

戒治第九號

東京市聯合防護團出動要求ノ件

昭和十一年二月二十八日

戒嚴司令官 香椎浩平

東京市長

東京市聯合防護團長殿

といふ東京非常變災要務規約第二條に基づき始めての要求が戒嚴司令官から發せられたのであつた。午前九時十五分から私は司令部内別室で三四人の參謀立會の下に、戒嚴參謀第一課長井關俊少佐から大體の戒治第九號の説明を聞き、福島參謀から補足的な詳細な説明があつた。

二月二十八日午前九時四十五分、折から司令部へ來合せた小山大佐と同乗し牛塚團長(東京市長)邸に赴く。雪は頻りに降り續いて風さへ加はつて積雪は愈々高まつて行くのみであつた。

團長に經過の大體を報告し、曩に司令部に於て參謀瀧波大尉と約したる皇城周圍の八區の防護團主任を電話で東京市長邸に直ちに參集するやう手配した。

それと同時に關係市役所幹部へ市長の命を受けて電話した。

約一時間の後午前十一時十分全部集合を終り牛塚團長の呼名點呼に對し夫々次の如き答へがあつた。

麴町區 後藤
神田區 湯淺、竹川二名
日本橋區 小竹
四谷區 關野
麻布區 徳丸
赤坂區 荒井
芝區 阿部
京橋區 松村

區名と派遣者姓を名乗る聲は應接間にはつきり響いた。戒治第九號の要求の説明後團長は特に口頭を以つて嚴として次のやうな命令を下したのであ

つた。

一、斯かる際であるから特に人心の動搖と不安の除去に就いて充分努力すること。

一、防護團の行動は絶対に戒嚴司令部、憲兵隊警察官憲の指示に従ひ適宜援助を與へること。

一、警護班、交通整理班の兩班のみ援助に出動のこと。

其の他の班は別命あるまで出てはならぬこと。

一、騒ぎがあつても、例へば銃聲などしても決して戶外に出ないやうに特に指導すること。却つて飛び出して怪我などあつてはならぬから、野次馬的な見物に出るやうな事は絶対に慎しまねばならぬこと。

など凜然として口達されたので、此の場の情景は實に緊張そのもので居合せた誰れでもが一種異様な感に打たれざるを得なかつた。

私は此の團長の八區に對する直接の出動命令が

下ると直ちに八區主任と共に再び戒嚴司令部に赴いた。

麴町土手三番町の四ツ角あたりで、間宮課長の自動車と遇つたので、共に司令部に赴いた。

それは司令部の瀧波參謀の要求があつたのでさうしたのであつたが、何分事件行動隊の動靜が一張一弛全く判定がつかないので少時らく同司令部で待つたが、寸時も各自の區團自體の手配が氣がかりなので、此處での待機は具合が悪いといふので打合せの結果、福島參謀から皇城周圍の區團で必要な處へは直接軍用電話を架設して直接臨機の連絡を採る旨諒解あつて、零時五十分一同戒嚴司令部を退去した。

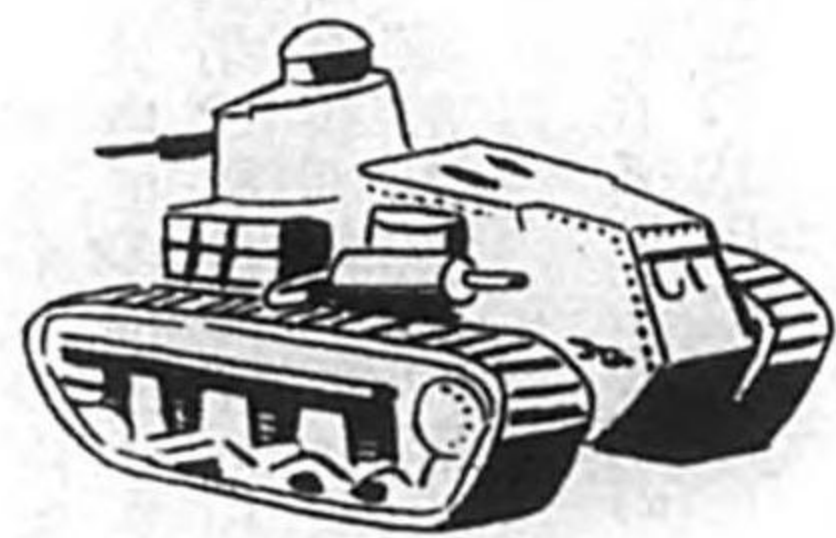
此の司令部に在る間も各區の主任は夫々自分の區に電話で團長の意圖を連絡してゐて全く實戰的な緊張振りであつた。

市長邸へ午後一時到着。此の連絡の一部始終を報告し、直ちに團本部に引揚げた。

午後二時十五分開通した戒嚴司令部との直通軍用電話で、司令部の山口參謀と連絡すると、情勢稍好轉との報で全くどうなるのか、皆目解らない状態であつた。

◇ 教育局には團服を着したる本團々長牛塚東京市長を始め、同じく副團長大久保、中野兩東京市助役其他市役所關係各局課長一堂に會し、特に本團の山口、佐藤、鈴木の三評議員の團服姿も見られて局長室は只ならぬ市首脳部の詰所と變つた。

曩に市長邸から本部に電話で依頼した各區團係主任の召集も大體終つてゐたので午後二時卅分教育局會議室で會議を開催し、團長から今回の防護團出動要求のあつた事に就ての訓示があり續いて戒治第九號の防護團出動要求の説明があつて、愈々全三十五區防護團に對し、戒治第九號の印刷を配布し、茲に正式に東京市聯合防護團の出動を見るに至つた次第である。(昭和一一、三、一稿)



INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Doc. No. 1563

8 May 1946

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: Referential Record of the TOKYO Municipal United Defense Organization During the 2.26 (Feb) 26 Incident.

Date: March 37 Original Copy Language:

Has it been translated? Yes No Partially

Has it been photostated? Yes No

LOCATION OF ORIGINAL (also WITNESS if applicable)

Document Division

SOURCE OF ORIGINAL: Home Ministry

PERSONS IMPLICATED:

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE:

SUMMARY OF RELEVANT POINTS (with page references):

This pamphlet records the activities of the members of the TOKYO Municipal United Defense Organization in their function as an auxiliary police force in suppressing rumors and maintaining public order during the 2.26 Incident as well as describing the events of that Incident.

Analyst: 2nd Lt. Person

Doc. No. 1563

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Doc. No.

1563

Date 4 May 1946

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: Referential Record of the TOKYO Municipal
United Defense Organization During the 2.26 Incident.

Date: March 1937 Original Copy Language:

Has it been translated? Yes No Partially.
Has it been photostated? Yes No

LOCATION OF ORIGINAL (also WITNESS if applicable)

Document Division.

SOURCE OF ORIGINAL: Home Ministry

PERSONS IMPLICATED:

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE:

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE:

SUMMARY OF RELEVANT POINTS (with page references):

This pamphlet records the activities of the members of the TOKYO Municipal United Defense Organization in their function as an auxiliary police force during the 2.26 Incident as well as describing the events of that Incident. ~~The head of the organization, ICHIKAWA, gives pertinent anecdotes of their work in suppressing rumors and maintaining public order.~~

Analyst: 2d Lt. Person

mpw

Doc. No.

Proj. No. 249
S. A. No. 15037
Sack No. 4
Item No. 417

1563

Referential Record of Our Organization during the Army
Incident of February 26, 1936.

By the Tokyo Municipal United Defense Organization
Published on March, 1937.

This pamphlet is published by the Tokyo Municipal United Defense Organization recording the precise 'point by point' events of February 26th, and also ~~gives reports~~ of the activities rendered by the members of this organization during the three day period of this incident. Names of member participants playing major roles in establishing contacts and liaison work are introduced.

Anecdotes related to this incident is also given in this pamphlet by ICHIKAWA Yo, Chief of the Tokyo Municipal United Defense Organization Headquarters. ICHIKAWA played a major role in establishing contact with the Provost Marshall and the Police, thus enabling the Tokyo Municipal United Defense Organization to serve the role of auxiliary

peace preservation unit. The duties imposed upon this organization were mainly, the suppression of unfounded rumors, maintenance of orders among the civil populace, assisting the police in regulating traffic, and assisting people in the danger zones in evacuation.

Note:

The Tokyo Municipal United Defense Organization, which is a translated version of the Japanese name of TOKYO-SHI RENGU BOGODAN, is a combination of the various defense organization established in each of the wards in the city, and the aim of its establishment was to serve as a auxiliary unit to assist the police and the fire-brigade in event of a 'major happening' directly connected with the welfare of the city populace.

Although this organization comes under the direct supervision of the mayor (ward heads in case of ward organization) the members are usually appointed and their services are not paid, (although some allowances are granted unofficially)